

## 学校において予防すべき感染症の種類について

(学校保健安全法施行規則に基づき作成. 2020年2月現在)

- ※ 新型コロナウイルス感染症は、政令により指定感染症に指定されたので（令和2年2月1日施行）、第1種感染症とみなされます。
- ※ 学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則の改正に伴い、疾患及び出席停止期間の基準は変更される可能性があります。

分類	特徴	疾患	出席停止期間の基準
第1種	伝染力、重症度から危険性が極めて高い感染症 * 感染症予防法1・2類感染症、指定感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ、 <b>新型コロナウイルス感染症等</b>	治癒するまで
第2種	飛まつ感染でうつる伝染力の強い感染症  * 飛まつ感染：患者の咳やくしゃみで飛ぶしぶきを吸い込むことで感染	インフルエンザ（第1種以外）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで		
第3種	放置すれば拡大する可能性のある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症（溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、EBウイルス感染症等）	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで